宮監公表第３２号
令和５年１１月２０日

宮崎市監査委員　　阪元　　勇
宮崎市監査委員　　松浦　史典
宮崎市監査委員　　上田　武広
宮崎市監査委員　　図師　勝幸

財政援助団体等監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

１　宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。

２　種類
地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

３　対象
宮崎市の出捐及び借入金の元金又は利子の支払の保証に係る宮崎市土地開発公社の令和 3 年度及び令和 4 年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（総務部管財課）の同団体に係る事務の執行

４　着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

５　主な実施内容
宮崎市土地開発公社及び総務部管財課に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出捐及び借入金の元金又は利子の支払の保証に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

６　実施場所及び日程
実施場所　　宮崎市土地開発公社の事務所及び監査室
日　　程　　令和 5 年 10 月 2 日から令和 5 年 11 月 17 日まで

７　結果
⑴　宮崎市土地開発公社
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、出納その他の事務の執行が目的に沿って行われていることがおおむね認められた。
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。

・事務所の清掃業務委託料について、業務の開始前に契約を締結すべきところ、業務完了後に請書を徴し、同時に執行伺兼支出負担行為書を起案していた。（全件）
（令和 5 年 2 月分　請書受領日：令和 5 年 3 月 8 日　ほか）

⑵　総務部管財課
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、出納その他の事務の執行が目的に沿って行われていることが認められた。

着　眼　点

（１）監査対象団体関係

項　目	着　眼　点
団体の概要把握	定款・経理規程等の整備状況を確認し、現状との整合性を確認する。
団体の財務分析	決算諸表等を点検し、それらが法令等に準拠して作成されているか、事業成績、財政状況を適正に表示しているかを確認する。併せて、経常収益・経常費用・経常利益・利益剰余金の推移及び各費用等の変動調査を行い、経営状況を確認する。
借入保証	保証の対象になっている借入金について、契約書その他関係書類を閲覧し、借入の必要性等を確認する。併せて、借入金が保証を行っている目的に沿って、適切に運用されているかを確認する。

（２）所管課関係

項　目	着　眼　点
出資証等	出資・出捐に係る有価証券の保管状況を確認する。有価証券は公有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているかを確認する。
権利行使	株主総会、理事会等に係る書類・報告書を閲覧し、所管課において、出資者としての権利行使が適切に行われているかを確認する。
指導監督	報告書等を確認し、所管課において、法人の経営成績、財政状況等が正確に把握され、必要な措置が講じられているかを確認する。
借入保証	保証の決定に係る書類及び保証契約書等を閲覧し、適法性や契約内容の妥当性を確認する。また、債務負担行為として予算に定められ、その範囲内での契約となっているかを確認する。